

2021年8月20日

超音波専門医認定試験の研修歴に関する受験要件の改変について

公益社団法人日本超音波医学会
認定超音波専門医制度委員会
委員長 北野 雅之

超音波専門医認定試験の研修歴に関する受験要件について、今後、下記のアンダーライン箇所を改変しますのでご連絡いたします。

記

年度末（3月31日）において、本会の指定する超音波専門医研修施設（以下「研修施設」という。）又は超音波専門医研修施設群（以下「研修施設群」という。）において、「超音波専門医研修カリキュラム」に準じて、初期研修期間以外に通算3年間以上にわたり、超音波医学研修を行っていること。また、非常勤職員（週1回以上勤務していること）として常勤職員としての勤務形態ではないが、週1回以上、研修施設又は研修施設群において超音波検査に携わる場合、研修歴として認める。なお、基幹施設での勤務は義務としない。

研修施設群は、超音波専門医研修基幹施設（以下「基幹施設」という。）及び超音波専門医研修連携施設（以下「連携施設」という。）から構成される。

以上